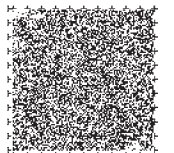


資料編



1. 杉戸町総合振興審議会

○杉戸町総合振興審議会条例

平成7年8月21日

条例第20号

杉戸町総合振興審議会条例

杉戸町振興審議会条例(昭和42年杉戸町条例第6号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、杉戸町総合振興審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 杉戸町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、杉戸町総合振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合振興計画に関すること。
- (2) その他町長が定める重要な計画に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) まちづくりに関心の高い者

(任期)

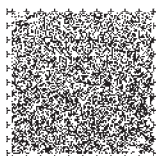
第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は委員の職を失うものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。



- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策財政課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(任期等)
- 2 この条例施行の際、改正前の杉戸町振興審議会条例第2条第2項により任命された委員は、この条例の施行の日にその職を失うものとする。
- 3 この条例施行後に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
(杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 4 杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和35年杉戸町条例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

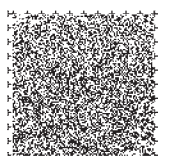
附 則(平成8年3月28日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
附 則(平成12年3月21日条例第6号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月17日条例第3号)抄



(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 23 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(任期)

- 2 平成 15 年 3 月 31 日以前に委嘱される委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、同日までとする。

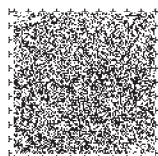
附 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○委員名簿

委員区分	役職	氏名	備考
第 1 号委員	委員	高橋 明	杉戸町区長会 会長
	委員	大橋 登喜夫	杉戸町民生委員児童委員協議会 会長
	委員	板橋 昇	杉戸町教育委員会
	会長	新井 武	杉戸町商工会会長
	委員	宮野尾 政子	埼玉みずほ農業協同組合
	委員	金久保 繁	杉戸町消防団 団長
	委員	坂本 吉江	杉戸町広報特派員
第 2 号委員	委員	水野 順子	杉戸白百合幼稚園 園長
	委員	齋田 修	埼玉りそな銀行杉戸支店 支店長
	委員	伊藤 庸一	杉戸町都市計画審議会 会長
	委員	佐々木 誠	日本工業大学 教授
	職務代理者	菊地 信一	日本薬科大学 教授
第 3 号委員	委員	高橋 善夫	公募
	委員	新井 晃	公募
	委員	倉持 勝義	公募



○諮問

諮問第1号

杉 第 2 9 0 2 号
令和 2 年 8 月 5 日

杉戸町総合振興審議会
会長 新井 武 様

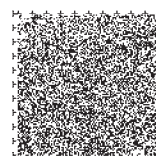
杉戸町長 古谷松雄

第6次杉戸町総合振興計画（原案）について（諮問）

下記の件について貴審議会の意見を求めたいので、杉戸町総合振興審議会
条例（平成7年杉戸町条例第20号）第3条の規定に基づき御審議頂きたく諮
問します。

記

- ・第6次杉戸町総合振興計画（原案）



○答申

杉 総 審 第 1 号
令和2年9月11日

杉戸町長 古谷松雄 様

杉戸町総合振興審議会
会長 新井 武

第6次杉戸町総合振興計画（原案）について（答申）

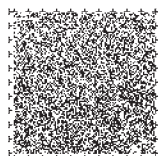
令和2年8月5日付け杉第2902号で諮問された第6次杉戸町総合振興計画（原案）について、慎重に審議した結果、原案のとおり妥当であると認めましたので答申します。

なお、下記の意見を付して答申するので十分留意され、本計画に掲げる目標実現のための施策の推進を要望します。

記

1. 全般的な意見

- まちづくりの基本理念である「みんなで考え、行動することで、より良い「杉戸」をつくる」を受けた、まちの将来像「みんなで育てるまちすぎと ～自然とやさしさがあふれるまちへ～」及び8つの未来像の実現に向け、町民や杉戸町に関わる方々とともに、杉戸町の将来に向けたまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 計画の推進に当たっては、町を取り巻く現状や人口減少のような、町が直面する課題を明確にし、前例にとらわれない、目標の実現や課題の解決につながるような、杉戸町らしさを実現する独自の取組を打ち出していきたい。
- 施策の推進に当たっては、計画に掲げる目標の達成に資するものを計画的



に実施するとともに、その成果を検証し、検証結果を次年度以降の施策に反映しながら、より効果的な取組の実施を図っていただきたい。

- 計画の趣旨や内容を分かりやすく町民に周知し、広く町民の理解と協力を求めるとともに、町職員においても、常に現状を把握しながら迅速に改善をしていくなど、意識改革を図りながら、目標に掲げるまちづくりを推進していただきたい。

2.未来像ごとの意見

○未来像 1「まちぐるみで子育てに関わり応援できるまち」

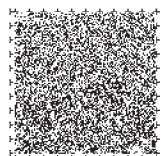
- 子育て世代が魅力を感じ、杉戸町に住みたいと思える施策を行うとともに、町全体で子育てを見守る環境の実現に向けた取組を推進していただきたい。
- 子育て世代の若年層にとっては、保育園をはじめとしたサービスの利用ができるかどうかその町に住むか住まないかの最大の動機になると考えられることから、必要な保育ニーズに応じていくという強力なメッセージを打ち出していただきたい。

○未来像 2「子どもたちに未来を拓く力を育むまち」

- ICT 教育や英語教育はもちろん、タブレット端末等の情報機器を最大限に活用し、杉戸町独自の質の高い教育を推進していくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による児童・生徒の学力差の解消などを図っていただきたい。
- 成果指標については、杉戸町の教育に魅力を感じ、住みたいと思えるような町にしていくための適切な指標や目標値を設定していただきたい。

○未来像 3「生涯を通じて学び、郷土に愛着を持てるまち」

- 自ら学べる環境の充実は、高齢者が多い現状で大切なことである。人の役に立てるということが健康寿命を延ばすことにもつながるため、知識や経験を生かせるような機会や人材を増やしていただきたい。
- 若い世代からは知名度の向上が期待されていることから、まちの歴史



や文化を地域資源として活用し、SNS などにより魅力的なコンテンツの発信を図っていただきたい。

○未来像 4「自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」

- ・新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症については、これからのまちづくりに大きな影響を及ぼすと考えられることから、今後の取組については、何らかの形で計画に含めていただきたい。

○未来像 5「地域がつながり、安全で災害に強いまち」

- ・杉戸町は比較的災害が少ないが、起こりうる様々な災害を想定し、新たな町の対策や住民に対する協力要請などを様々な形で発信し、命を守る行動ができる環境を整えていただきたい。
- ・空き家問題については、町内の空き家の現状把握や適切な管理の要請に加え、解消策としての空き家の利活用を図っていただきたい。

○未来像 6「魅力ある産業を育み、発信できるまち」

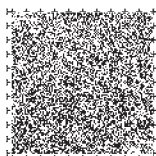
- ・企業や学校との連携、自然や歴史などの地域資源の活用を推進しながら、町内産農産物や商品の消費・販売の拡大を図っていただきたい。
- ・東京への通勤圏内であることや自然が豊かなことなど、様々な地域資源を生かした町の魅力を若い世代に発信し、移住促進につながるような知名度の向上を図っていただきたい。

○未来像 7「機能的で自然と調和した快適なまち」

- ・東武動物公園駅東口通り線や周辺地域については、杉戸町の玄関口としての役割を果たせるような活用を図っていただきたい。

○未来像 8「信頼される行政運営を推進するまち」

- ・アセットマネジメントの推進にあわせて、多くの町民が利用し、様々な行政サービスの提供や災害時の対応などを行う役場庁舎の建て替えについても計画に明示していただきたい。



2. まちづくり町民会議

○第6次杉戸町総合振興計画策定まちづくり町民会議設置要綱

平成30年2月8日

告示第16号

第6次杉戸町総合振興計画策定まちづくり町民会議設置要綱

(設置)

第1条 第6次杉戸町総合振興計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、幅広く住民の意見を聴き、計画に反映させるため、第6次杉戸町総合振興計画策定まちづくり町民会議（以下「町民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 町民会議は、協働のまちづくりの推進に関する事項等について協議し、計画の策定に関する提言書を取りまとめ、町長へ提出する。

(組織)

第3条 町民会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 杉戸町の住民基本台帳に記載されており、まちづくりに関心の高い者
- (2) その他町長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言書を提出する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 町民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、町民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

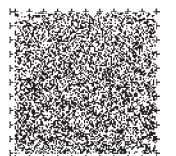
(会議)

第6条 町民会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 町民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(報告)

第7条 町民会議の提言は、委員長が町長に報告する。



(庶務)

第8条 町民会議の庶務は、政策財政課において処理する。

(委任)

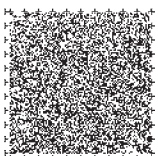
第9条 この告示に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が町民会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、第2条の提言書の提出をもってその効力を失う。

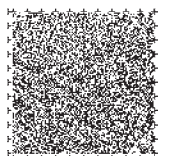
○委員名簿

委員区分	役職	氏名	備考
第1号委員	委員長	印藤 浩行	公募
	委員	斎藤 昇	公募
	委員	古我 貞夫	公募
	委員	青木 一子	公募
	委員	堀江 泰一	公募
	委員	高崎 勇	公募
	委員	尾場瀬 敏巳	公募
	委員	大作 玲子	公募
	委員	小島 俊子	公募
	委員	細井 日登美	公募
	委員	栃谷 愛美	公募

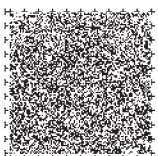


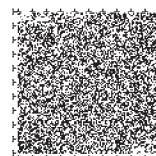
3. 策定経過

年度	月日	事項	主な内容
H29	1月22日	政策会議	策定基本方針の決定
H30	4月	まちづくり町民会議委員募集	町内在住で18歳以上の方を募集
	4月26日	第1回策定委員会	第6次杉戸町総合振興計画策定の基本方針、策定体制等について
	5月31日	杉戸未来創造塾	職員による今後のまちづくりに必要な施策・事業の検討
	6月	町民アンケート調査	18歳以上の町民2,500名を対象
	6月	中・高校生アンケート調査	町内の中学3年生及び高校生554名を対象
	6月27日	第1回策定作業部会	第6次杉戸町総合振興計画の基本方針、スケジュールについて
	7月7日	第1回まちづくり町民会議	委嘱状交付 第6次杉戸町総合振興計画の策定について
	7月24日	第2回策定作業部会	各課提出資料の確認、 第2回まちづくり町民会議の概要について
	8月18日	第2回まちづくり町民会議	杉戸町の現状について
	9月8日	第3回まちづくり町民会議	分野別ワークショップ（子育て、教育）
	9月22日	第4回まちづくり町民会議	分野別ワークショップ（産業と仕事、観光振興と情報発信）
	10月13日	第5回まちづくり町民会議	分野別ワークショップ（健康と福祉、安心・安全）
	10月27日	第6回まちづくり町民会議	提言書（案）の検討
	11月10日	第7回まちづくり町民会議	提言書の提出
H31	2月1日	杉戸未来創造塾	職員による今後のまちづくりに必要な施策・事業の発表
	4月26日	第1回策定委員会	策定手順、スケジュールについて
R1	5月10日	第1回策定作業部会	作業内容の確認、スケジュールについて
	7月12日	第2回策定作業部会	研修、ワークショップ（町の良いところ、悪いところ）
	7月16日	第3回策定作業部会	ワークショップ（行財政）
	7月19日	若手職員ワークショップ	ワークショップ（町の課題について）
	7月23日	第4回策定作業部会	ワークショップ（健康と福祉）
	7月26日	第5回策定作業部会	ワークショップ（産業と仕事、観光振興と情報発信）



年度	月日	事項	主な内容
R1	7月29日	第6回策定作業部会	ワークショップ（子育て、教育）
	8月1日	第7回策定作業部会	ワークショップ（安心・安全）
	9月24日	第8回策定作業部会	ワークショップ（まちの未来像を考える）
	10月25日	第9回策定作業部会	ワークショップ（まちの未来像を考える）
	11月6日	第10回策定作業部会	未来像の検討、ワークショップ（未来像を後押しする施策を立案）
	12月13日	第11回策定作業部会	第6次杉戸町総合振興計画（案）について
	12月23日	第2回策定委員会	第6次杉戸町総合振興計画（案）について
R2	4月17日	第1回策定作業部会（書面）	まちの将来像について
	4月24日	第1回策定委員会	第6次杉戸町総合振興計画（案）について
	5月18日	第2回策定委員会	第6次杉戸町総合振興計画（案）について
	6月5日	6月議会全員協議会	第6次杉戸町総合振興計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について
	6月18日 ～7月17日	パブリックコメント	
	8月5日	第1回総合振興審議会	第6次杉戸町総合振興計画（原案）について（諮問）
	8月12日	第2回総合振興審議会	第6次杉戸町総合振興計画（原案）について
	8月12日	第3回策定委員会（書面）	第6次杉戸町総合振興計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について
	8月21日	第3回総合振興審議会	第6次杉戸町総合振興計画（原案）について
	8月26日	第4回総合振興審議会	第6次杉戸町総合振興計画（原案）の答申（案）について
	9月11日	総合振興審議会（答申）	
	10月1日	第4回策定委員会	第6次杉戸町総合振興計画の原案について
	10月21日	政策会議	第6次杉戸町総合振興計画（原案）について
	11月11日	定例全員協議会	第6次杉戸町総合振興計画（原案）の基本構想及び前期基本計画について
	12月8日	令和2年第5回（12月）議会定例会	第6次杉戸町総合振興計画基本構想及び前期基本計画議決

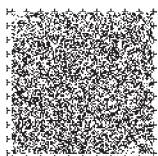


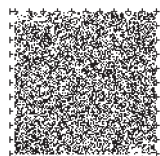


第6次杉戸町総合振興計画

令和3年3月発行

発行 : 杉戸町役場 政策財政課
〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号
電話 : 0480-33-1111 (代表)
FAX : 0480-33-4550 (代表)
Mail : seisakuzaisei@town.sugito.lg.jp
HP : <http://www.town.sugito.lg.jp/>







杉戸町マスコットキャラクター
すぎびよん&すぎたろう

